

本件賃貸人
(特定供給事業者 約800名)

※違反行為※

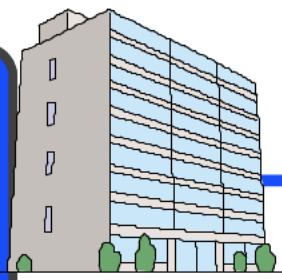
本件賃貸人に対し、平成26年4月分以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに賃料を支払った(注)。

(注) 近畿経済産業局の調査開始後、本件賃貸人に対して、平成28年4月20日までに平成26年4月1日に遡って、当該引上げ分相当額を支払った。

コインパーキング(時間貸駐車場)を運営するための駐車場用地を、本件賃貸人から賃借し、賃料を税込みで定めている。



エロシテイ株式会社(特定事業者)
(駐車場事業を営む事業者)



消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。

※勧告の内容※

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

